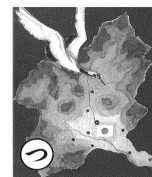




県紋章

# 群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年2月2日（金） 第9571号

## 目次

	ページ
<b>告 示</b>	
○軽油引取税に係る特約業者の指定取消し（税務課）	2
○土壌汚染対策法による区域指定の解除（環境保全課）	2
○保安林の指定施業要件の変更予定（森林保全課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	3
<b>公 告</b>	
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証申請（県民生活課）	3
○同	4
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	4
○土地改良事業計画の決定に係る縦覧（同）	5
○都市計画道路の変更に係る縦覧（都市計画課）	6
○同	6
<b>収用委員会公告</b>	
○収用の裁決手続の開始決定	6
○同	7
○同	11
○同	12
○公示送達	15
○同	16
○公示による通知	16
<b>災害対策本部規程</b>	
○群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程（危機管理室）	17
<b>入札公告</b>	
○一般競争入札の実施（がんセンター）	18
○同	20

**■ 告 示**

## ◎群馬県告示第26号

群馬県県税条例（昭和25年群馬県条例第32号）第146条の2第3項の規定により、次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定を取り消した。

平成30年2月2日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 特約業者の名称及び代表者の氏名 有限会社カマタ 代表取締役 浅田義安
- 2 主たる事務所又は事業所の所在地 渋川市横堀36-1
- 3 特約業者の指定の取消年月日 平成29年12月31日

## ◎群馬県告示第27号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、平成29年群馬県告示第235号により指定した特定有害物質によって汚染されている区域の全部について、当該指定を次のとおり解除する。

平成30年2月2日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 解除する区域 安中市原市字八本木野間北1990番2の一部、1992番1の一部、1993番の一部、2007番の一部、2007番2の一部
- 2 指定に係る特定有害物質の種類
  - (1) 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「規則」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 ほう素及びその化合物
  - (2) 規則第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の名称 鉛及びその化合物
- 3 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去

## ◎群馬県告示第28号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年2月2日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>
- (3) 変更後の指定施業要件
  - ア 立木の伐採の方法
    - (イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
安中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
    - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 安中市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、安中市(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

安中市(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び安中市役所に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第29号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県土木整備部道路管理課及び群馬県桐生土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年2月2日

群馬県知事 大澤 正 明

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員メートル	延長メートル
県道	桐生足利藤岡自転車道線	桐生市三吉町二丁目字三ツ塚開戸101番の3地先から同市小梅町字南堀向85番の11地先まで	前	3.0~3.2	419.1
			後	3.2~5.8	419.1

■ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年2月2日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年1月19日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人奥多野有機システム認定審査委員会
- 3 代表者の氏名 中島利郎
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市南町二丁目31番1
- 5 定款に記載された目的 この法人は、有機農業の推進及び啓発を図る事業を通じて、農業生産者が環境の保全を確保し、消費者に対し安全、安心な農産物を供給することを目的とする。

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更に係る認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から1月間、申請に係る変更後の定款を群馬県生活文化スポーツ部県民生活課において縦覧に供する。

平成30年2月2日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成30年1月22日
- 2 特定非営利活動法人の名称 NPO法人えがお
- 3 代表者の氏名 松沢二三江
- 4 主たる事務所の所在地 伊勢崎市大手町4番4
- 5 定款に記載された目的 この法人は、ノーマライゼーションの理念を地域に広め、心身障害者(児)も地域社会の中で自然に暮らし、それを支援する人とともに、社会に出て働き、自立した生活ができる共生社会の実現を目指すことを目的とする。

また、だれもが地域社会の中で育ち、遊び、社会行事に参加でき、一人ひとりの人権が尊重される、人に優しい街づくりを推進するため、地域の人と緊密に連携・協力し合いながら、地域の文化、経済の発展に寄与することを目的とする。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年2月2日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所

岡登堰	理事	再任	高木信行	桐生市相生町二丁目829番地1
	同	同	新井章夫	太田市西長岡町604番地
	同	同	黒澤忠幸	同 菅塩町661番地
	同	同	齊藤啓治	同 同 894番地2
	同	同	石原康男	同 北金井町421番地
	同	同	小林邦男	同 藪塚町820番地
	同	同	大澤盛一	みどり市笠懸町鹿3683番地
	同	同	大澤貞雄	同 同 3847番地
	同	新任	植木雅己	太田市藪塚町209番地
	同	同	小島秀一	同 同 1723番地
	同	同	藤生道夫	同 同 3018番地
	同	同	三輪泰夫	みどり市笠懸町阿左美2264番地
	同	退任	福田實	太田市藪塚町773番地
	同	同	前原豊	同 同 1568番地
	同	同	周藤克美	同 同 2629番地
	同	同	三輪延也	みどり市笠懸町阿左美2126番地
	監事	再任	須永博治	太田市成塚町1086番地1
	同	新任	小林道雄	同 藪塚町956番地
	同	同	和田信義	みどり市笠懸町鹿3247番地
	同	退任	小島秀一	太田市藪塚町1723番地
同	同	岩崎秀雄	みどり市笠懸町鹿1962番地	

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営城沼水路土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成30年2月2日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 平成30年2月5日から同年3月5日まで
- 3 縦覧に供する場所 館林市役所及び板倉町役場

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年2月2日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画道路 8・7・6号 高崎駅西口北線
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年1月11日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎市計画道路の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年2月2日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画道路 8・7・8号 高崎駅西口西線
- 2 都市計画の変更年月日 平成30年1月11日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

## ■ 収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成30年2月2日

群馬県収用委員会会長 戸 所 仁 治

- 1 起業者の名称 前橋市及び吉岡町
- 2 事業の種類 高速自動車国道関越自動車道駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化整備事業における市道18-610号線新設工事並びに町道七日市・吉開戸線及び町道七日市・長久保線改築工事（群馬県前橋市池端町地内から同県北群馬郡吉岡町大字大久保字七日市地内、群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保字吉開戸地内から同町同字原中地内まで）並びにこれに伴う市道及び町道付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等  
群馬県北群馬郡吉岡町大字大久保字七日市

地番	地目		地積（㎡）		収用の裁決手続の開始を決定する面積（㎡）
	公簿	現況	公簿	実測	
505番2	畑	畑	1193	1220.81	426.30

## 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
登坂悦治	群馬県前橋市池端町117番地

## 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
東日本電信電話株式会社埼玉事業部 群馬支店	群馬県高崎市高松町3番地	使用借権
吉岡町	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田560番地	使用借権

## 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年1月19日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成30年2月2日

群馬県収用委員会会長 戸 所 仁 治

- 1 起業者の名称 群馬県
- 2 事業の種類 一般国道145号改築工事(上信自動車道・群馬県吾妻郡東吾妻町大字厚田字中村地内から同町大字岩下字田ノ原地内まで)並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等  
群馬県吾妻郡東吾妻町大字三島字四戸

地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		収用の裁決手続の開始を決定する面積(m <sup>2</sup> )
	公簿	現況	公簿	実測	
241番2	原野	原野 雑種地	71	45.75 24.92	45.75 24.92
241番4	原野	山林	1087	487.07	24.07 (19.67+4.40)

## 4 土地所有者の氏名及び住所 別記のとおり

## 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし

## 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年1月19日

(別記)

氏名	住所
国土交通省(持分841763988000分の830796084845)	

太田和江(持分12150分の1)		埼玉県入間市大字下藤沢397番地3
内村きさ代(持分12150分の1)		埼玉県入間市大字下藤沢397番地3 太田方
亡 三木フサエ[登記簿上の持分10125分の1]		群馬県群馬郡榛名町大字上室田2097番地
上記法定 相続人	秋山育輝(法定持分40500分の1)	群馬県安中市郷原147番地2
	秋山智映(法定持分40500分の1)	群馬県安中市郷原147番地2
亡 塚越いし子[登記簿上の持分10125分の1]		群馬県高崎市上里見町641番地
上記法定 相続人	塚越智彦(法定持分20250分の1)	群馬県高崎市上室田町2095番地
	神澤晴美(法定持分20250分の1)	群馬県安中市原市1359番地1
飯島茂夫(持分10125分の1)		群馬県高崎市倉渕町水沼1986番地
本間淳(持分2430分の1)		群馬県渋川市渋川125番地2 大島アパート
小川律子(持分1296000分の1)		埼玉県久喜市吉羽五丁目6番地11
高橋道明(持分10800分の1)		東京都青梅市河辺町六丁目29番地7 清和マンション102
亡 大根真由美[登記簿上の持分32400分の1]		千葉県旭市琴田3106番地40
上記法定 相続人	大根純一(法定持分64800分の1)	千葉県旭市琴田3106番地40
	大根千裕(法定持分129600分の1)	長野県下伊那郡松川町元大島3650番地7 マンションアダージョ102号
	大根卓己 親権者 大根純一(法定持分129600分の1)	千葉県旭市琴田3106番地40
亡 田野うら[登記簿上の持分450分の1]		東京都江戸川区南小岩八丁目2470番地
上記法定 相続人	片平誠(法定持分8100分の1)	千葉県君津市君津台三丁目1番3号
	寺嶋一彦(法定持分8100分の1)	宮城県仙台市泉区将監八丁目10番6-1302号
亡 酒井こう[登記簿上の持分450分の1]		東京都江戸川区南小岩八丁目2470番
上記法定 相続人	板倉良恵(法定持分2700分の1)	神奈川県横須賀市公郷町五丁目14番地
	鈴木英(法定持分2700分の1)	埼玉県川口市芝高木一丁目7番33号
	酒井啓介(法定持分2700分の1)	東京都江東区大島八丁目22番10号 浅野ビル505
	酒井トモ子(法定持分5400分の1)	東京都板橋区前野町四丁目36番3-301号
	海老根秀孝(法定持分10800分の1)	東京都江東区亀戸六丁目56番8-1002号
	山口しのぶ(法定持分10800分の1)	東京都豊島区南長崎四丁目35番6号 イケダハイツ202号



森田秀之(持分45360分の1)		新潟県新潟市北区太夫浜新町一丁目16番14号 スタヴュライズベルB106号
亡 上原豊八[登記簿上の持分2520分の1]		群馬県吾妻郡東吾妻町大字郷原1180番地
上記法定相続人	上原保(法定持分5040分の1)	埼玉県児玉郡神川町大字八日市201番地8
亡 上原勝美[登記簿上の持分2520分の1]		埼玉県南埼玉郡白岡町大字白岡760番地
上記法定相続人	上原健一(法定持分10080分の1)	埼玉県戸田市本町一丁目17番15-302号
亡 上原杉藏[登記簿上の持分1440分の1]		群馬県吾妻郡吾妻町大字郷原1180番地
上記法定相続人	上原キヨ子(法定持分5760分の1)	群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸1228番地3
	上原正美(法定持分11520分の1)	群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸1228番地3
亡 上原信三[登記簿上の持分20160分の1]		群馬県吾妻郡吾妻町大字川戸1228番地3
上記法定相続人	上原キヨ子(法定持分40320分の1)	群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸1228番地3
	上原正美(法定持分80640分の1)	群馬県吾妻郡東吾妻町大字川戸1228番地3
亡 本多ひさ[登記簿上の持分1440分の1]		群馬県吾妻郡中之条町大字折田191番地
上記法定相続人	上原保(法定持分17280分の1)	埼玉県児玉郡神川町大字八日市201番地8
	武石紀子(法定持分17280分の1)	群馬県前橋市富士見町時沢1354番地2
	伊能広幸(法定持分17280分の1)	群馬県前橋市山王町一丁目29番地2
	蓑輪なか(法定持分8640分の1)	群馬県前橋市河原浜町660番地12
	高橋陽子(法定持分34560分の1)	神奈川県横浜市青葉区藤が丘一丁目15番地4 リステージ藤が丘205号
	本多キリ(法定持分17280分の1)	愛知県春日井市篠木町七丁目41番地9 ライフケア春日井
亡 上原松代[登記簿上の持分60480分の1]		群馬県吾妻郡吾妻町大字郷原1180番地
上記法定相続人	上原保(法定持分120960分の1)	埼玉県児玉郡神川町大字八日市201番地8
亡 伊能と志[登記簿上の持分60480分の1]		群馬県勢多郡富士見村大字米野499番地112
上記法定相続人	武石紀子(法定持分120960分の1)	群馬県前橋市富士見町時沢1354番地2
	伊能広幸(法定持分120960分の1)	群馬県前橋市山王町一丁目29番地2
蓑輪なか(持分60480分の1)		群馬県前橋市河原浜町660番地12
亡 本多力男[登記簿上の持分60480分の1]		群馬県吾妻郡中之条町大字折田663番地
上記法定相続人	高橋陽子(法定持分241920分の1)	神奈川県横浜市青葉区藤が丘一丁目15番地4 リステージ藤が丘205号

亡	本多良平 [登記簿上の持分60480分の1]	群馬県前橋市文京町四丁目300番地
上記法定相続人	本多キリ (法定持分120960分の1)	愛知県春日井市篠木町七丁目41番地9 ライフケア春日井
亡	上原ジウ [登記簿上の持分1260分の1]	群馬県吾妻郡吾妻町大字郷原1180番地
上記法定相続人	本多稔 (法定持分25200分の1)	神奈川県横須賀市安浦町三丁目21番地 アオーラ21302
亡	小林ゆき [登記簿上の持分21600分の7]	群馬県吾妻郡吾妻町大字三島5651番地
上記法定相続人	山田久就 (法定持分172800分の7)	タイ王国 (#605 SRIJINDA MANSION, 2/98 Soi 22, Sukhumvit Rd, Khlongtoey, Bangkok, 10110 Thailand)
	山田泰宏 (法定持分172800分の7)	埼玉県加須市旗井三丁目1番地2
	中村周子 (法定持分691200分の7)	香川県高松市香西南町481番地1 マインパレスII A棟302
	東芝尚子 (法定持分691200分の7)	神奈川県川崎市麻生区栗木台四丁目2番33号
	中村均 (法定持分691200分の7)	神奈川県相模原市緑区橋本八丁目7番1号 京王コーポ橋本205
軍司豊 (持分57600分の7)	千葉県松戸市河原塚27番地1 グレースレジデンスカワマゴ 2-305号	
亡	関英治 [登記簿上の持分1620分の1]	群馬県吾妻郡東吾妻町大字矢倉600番地3
上記法定相続人	佐々木ひろみ (法定持分9720分の1)	東京都江戸川区中葛西七丁目13番5号 ドエールヨシハン203
亡	高橋こう [登記簿上の持分540分の1]	群馬県吾妻郡中之条町大字伊勢町669番地3
上記法定相続人	高橋信義 (法定持分25920分の13)	神奈川県相模原市中央区上溝4561番地17
亡	宮島せつ [登記簿上の持分540分の1]	埼玉県深谷市大字大谷2371番地
上記法定相続人	高橋信義 (法定持分51840分の13)	神奈川県相模原市中央区上溝4561番地17
	山崎玲菜 (法定持分8640分の1)	群馬県伊勢崎市連取本町24番地6 ルネスエメラルドシティマンション105
	山崎純一 親権者 BOLIVAR GEMMA DOLARIZA (ボリヴァールドウラリザ, ジェーマ) (法定持分8640分の1)	群馬県伊勢崎市連取本町24番地6 ルネスエメラルドシティマンション105
亡	山崎文吉 [登記簿上の持分540分の1]	群馬県吾妻郡吾妻町大字厚田1827番地
上記法定相続人	山崎玲菜 (法定持分4320分の1)	群馬県伊勢崎市連取本町24番地6 ルネスエメラルドシティマンション105
	山崎純一 親権者 BOLIVAR GE	群馬県伊勢崎市連取本町24番地6 ルネスエメラルド

	MMA DOLARIZA (ポリヴァールドウラリザ, ジェーマ) (法定持分4320分の1)	ドシテイマンション105
亡	山崎サト [登記簿上の持分1080分の1]	群馬県吾妻郡吾妻町大字厚田1827番地
上記法定相続人	山崎玲菜 (法定持分8640分の1)	群馬県伊勢崎市連取本町24番地6 ルネスエメラルドシテイマンション105
	山崎純一 親権者 BOLIVAR GEMMA DOLARIZA (ポリヴァールドウラリザ, ジェーマ) (法定持分8640分の1)	群馬県伊勢崎市連取本町24番地6 ルネスエメラルドシテイマンション105
不明	ただし、登記名義人 小池かつ (持分180分の1)	最後の本籍地 群馬県吾妻郡東吾妻町大字本宿2574番地
	武井トキ (持分2160分の1)	群馬県吾妻郡草津町大字草津464番地699 クアリゾート草津318号
	森みのり (持分810分の1)	愛知県豊橋市八町通一丁目17番地

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成30年2月2日

群馬県収用委員会会長 戸 所 仁 治

- 1 起業者の名称 群馬県
- 2 事業の種類 一般国道145号改築工事(上信自動車道・群馬県吾妻郡東吾妻町大字厚田字中村地内から同町大字岩下字田ノ原地内まで)並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等  
群馬県東吾妻町大字三島字唐堀

地番	地目		地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定する面積 (㎡)
	公簿	現況	公簿	実測	
乙3542番	原野	原野 公衆用道路	16	25.64 18.71	44.36

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
持分40分の17 国土交通省 持分80分の17 篠原英嘉 持分80分の17 久保田勝代 持分20分の3 亡篠原あみ子法定相続人 平野力	埼玉県さいたま市桜区山久保二丁目5番3号 広島県広島市西区草津東三丁目7番39号 東京都品川区小山台二丁目2番21号

## 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
東吾妻町	群馬県吾妻郡東吾妻町大字原町594番地3	使用借権

## 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年1月19日

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、収用裁決手続の開始を次のとおり決定した。

平成30年2月2日

群馬県収用委員会会長 戸所仁治

- 1 起業者の名称 群馬県
- 2 事業の種類 一般国道145号改築工事(上信自動車道・群馬県吾妻郡東吾妻町大字厚田字中村地内から同町大字岩下字田ノ原地内まで)並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事
- 3 裁決手続の開始を決定する土地の所在、地番、地目及び地積等  
群馬県吾妻郡東吾妻町大字三島字根古屋

地番	地目		地積(m <sup>2</sup> )		収用の裁決手続の開始を決定する面積(m <sup>2</sup> )
	公簿	現況	公簿	実測	
4293番	畑	山林	1249	1729.34	544.04 (463.59+80.45)

- 4 土地所有者の氏名及び住所 別記のとおり
- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年1月19日  
(別記)

氏名	住所	
亡 田中いせ	群馬県吾妻郡岩島村大字三島村218番地	
上記法定相続人	樋田かつじ(法定持分32分の1)	群馬県高崎市上並榎町777番地3
	市村饒(法定持分256分の3)	群馬県吾妻郡長野原町大字大津406番地9
	林京子(法定持分256分の3)	群馬県高崎市剣崎町127番地8
	渡邊治(法定持分256分の3)	群馬県高崎市東町46番地2 ヴィラース高崎ステーション1001号
	市村潤(法定持分256分の3)	群馬県前橋市箱田町1252番地5
	中嶋リツ(法定持分48分の1)	秋田県秋田市御所野下堤五丁目1番7号 ウェルハウス御所野B120

中嶋信一(法定持分384分の5)	宮城県塩竈市新浜町二丁目3番29-2号
中嶋健司(法定持分384分の5)	秋田県秋田市御所野地蔵田二丁目7番11号
田中ツキエ(法定持分32分の1)	千葉県松戸市松飛台206番地20
山田由利子(法定持分288分の5)	千葉県松戸市松飛台206番地20
芝山悦子(法定持分288分の5)	東京都三鷹市井の頭四丁目4番3-103号
成瀬恵子(法定持分288分の5)	千葉県松戸市日暮三丁目6番地1 松戸市営八柱第二住宅203号
川部美津江(法定持分48分の1)	東京都江戸川区西葛西八丁目2番2-203号
大野ちどり(法定持分48分の1)	静岡県沼津市原町中三丁目5番地1 市営原町中団地G2-303
伊能昭子(法定持分96分の1)	東京都東久留米市学園町一丁目1番9-102 ライオンズガーデンひばりが丘学園町
鎌田香奈子(法定持分288分の1)	北海道札幌市白石区菊水8条4丁目1番1-1005号
伊能尚人(法定持分288分の1)	神奈川県小田原市扇町三丁目23番1-202号
岩川央子(法定持分288分の1)	東京都稲城市矢野口730番地1 KKインテリジェントマンション406
伊能隆(法定持分48分の1)	群馬県渋川市北橋町小室172番地
和田君江(法定持分12分の1)	群馬県吾妻郡中之条町大字西中之条1907番地2
吉田仁一(法定持分200分の1)	山形県南陽市高梨591番地5
梅津トミ子(法定持分200分の1)	山形県南陽市漆山1868番地
吉田俊昭(法定持分400分の1)	福島県福島市飯坂町平野字北52番地3
佐藤俊子(法定持分400分の1)	神奈川県足柄上郡開成町延沢285番地4
佐久間裕子(法定持分400分の1)	宮城県仙台市青葉区桜ヶ丘二丁目17番地5-607号
出牛俊勝(法定持分400分の1)	福島県福島市南矢野日字向原東2番地の11
山口和子(法定持分400分の1)	茨城県小美玉市下玉里1683番地31
菅谷恵子(法定持分400分の1)	東京都葛飾区金町一丁目20番14号 JCビル葛飾寮内
吉田治雄(法定持分400分の1)	茨城県行方市山田3006番地
長岡昌二(法定持分400分の1)	茨城県潮来市永山1351番地
潮田とよ子(法定持分400分の1)	神奈川県厚木市山際673番地
佐竹信一(法定持分400分の1)	山形県東置賜郡高島町大字一本柳99番地3
佐竹恵美子(法定持分400分の1)	山形県東置賜郡高島町大字一本柳99番地3
新田みさ子(法定持分400分の1)	千葉県船橋市高野台二丁目7番2号

齋藤浅治(法定持分200分の1)	福島県伊達市南堀35番地
齋藤伸夫(法定持分400分の1)	福島県伊達市南堀35番地
齋藤泰子(法定持分400分の1)	福島県福島市本内字西河原62番地の15
松村大輔(法定持分480分の1)	神奈川県鎌倉市大町二丁目14番27号
沖山力也(法定持分480分の1)	神奈川県横浜市港北区下田町六丁目6番4
吉村友枝(法定持分480分の1)	東京都大田区南馬込一丁目44番5-106号
大石美輪子(法定持分640分の1)	東京都八丈島八丈町三根4631番地15
沖山隆朝(法定持分640分の1)	東京都練馬区光が丘三丁目7番3-304号
沖山清(法定持分640分の1)	東京都狛江市中和泉四丁目1番16号
沖山勇(法定持分640分の1)	埼玉県上尾市緑丘二丁目9番10-705号
浅沼重行(法定持分320分の1)	東京都杉並区善福寺二丁目15番12号
大熊美雪(法定持分320分の1)	神奈川県横浜市青葉区新石川三丁目14番地3 ドミールA206号
吉田澄江(法定持分320分の1)	東京都北区豊島五丁目4番1-1037号
吉田賢一(法定持分640分の1)	東京都北区豊島五丁目4番1-1037号
吉田勝則(法定持分640分の1)	埼玉県さいたま市緑区東浦和四丁目10番地16 コスモハイツ東浦和101号
渡邊美登利(法定持分200分の1)	山形県米沢市中田町638番地6
後藤千賀子(法定持分800分の3)	山形県米沢市大字竹井790番地
渡邊美知子(法定持分800分の3)	山形県米沢市中田町638番地6
渡邊みつよ(法定持分80分の1)	神奈川県川崎市多摩区登戸3313番地2 グランドマンション610号
遠藤タミ子(法定持分80分の1)	山形県長井市舟場20番39号
渋谷民雄(法定持分80分の1)	山形県酒田市山寺字宅地159番地
田中敏光(法定持分8分の1)	神奈川県横浜市戸塚区平戸五丁目21番7
田中登代(法定持分24分の1)	神奈川県横浜市戸塚区平戸五丁目21番7
中井典子(法定持分216分の5)	群馬県吾妻郡東吾妻町大字本宿1291番地1
片貝由利子(法定持分144分の1)	埼玉県東松山市松本町二丁目1番58号
片貝寛子(法定持分288分の1)	東京都台東区橋場一丁目17番6号
片貝哲太(法定持分288分の1)	北海道札幌市中央区大通西28丁目1番22-505号
高橋恵(法定持分216分の5)	群馬県吾妻郡東吾妻町大字大柏木3015番地1

春原句子(法定持分216分の5)	群馬県吾妻郡東吾妻町大字岩下甲1775番地
小泉とし子(法定持分50分の1)	群馬県吾妻郡東吾妻町大字厚田130番地
小泉茂(法定持分50分の1)	群馬県吾妻郡東吾妻町大字厚田130番地
品川米子(法定持分50分の1)	群馬県前橋市川端町39番地
磯谷よしみ(法定持分50分の1)	埼玉県深谷市上野台3212番地6
関和美代(法定持分50分の1)	埼玉県深谷市境506番地2
小泉義久(法定持分320分の1)	群馬県吾妻郡東吾妻町大字厚田130番地1
笠原君江(法定持分320分の1)	群馬県吾妻郡高山村大字中山416番地1
小泉秀子(法定持分320分の1)	埼玉県越谷市南越谷四丁目12番地3 505
小泉信三(法定持分320分の1)	埼玉県行田市持田二丁目18番15号
稲田津矢(法定持分160分の1)	東京都中野区江古田一丁目38番13号
三浦美穂子(法定持分160分の1)	東京都立川市錦町六丁目4番10号 ハイホーム立川錦町313号
滝沢ふさ子(法定持分80分の1)	長野県駒ヶ根市赤穂2769番地6
土屋きく子(法定持分80分の1)	栃木県下都賀郡壬生町緑町二丁目21番8号
高橋松夫(法定持分40分の1)	群馬県渋川市村上3642番地2
高橋葉子(法定持分40分の1)	群馬県渋川市村上3642番地2
小泉正一(法定持分60分の1)	群馬県吾妻郡東吾妻町大字大戸1361番地
小泉良二(法定持分60分の1)	埼玉県さいたま市北区植竹町一丁目119番地 コープ野村植竹302号
水野あや子(法定持分60分の1)	神奈川県横浜市金沢区釜利谷東三丁目45番20号 コーポホリエ2階

土地収用法施行令(昭和26年政令第342号)第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。

なお、送達すべき裁決書は、群馬県県土整備部監理課用地対策室に保管しており、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成30年2月2日をもって、その書類の送達があったものとみなされる。

平成30年2月2日

群馬県収用委員会会長 戸所仁治

- 1 事件名 浜川運動公園拡張事業並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称 平成30年1月23日付け群収用委第30050-18号「裁決書正本の送達について」
- 3 送達を受けるべき者の氏名及び住所並びに収用しようとする土地の所在及び地番

(1) 氏名及び住所

氏名	住所
土地登記記録表題部所有者欄記載 齊藤與三郎（存否不明）	不明

(2) 土地の所在及び地番 群馬県高崎市井出町字中原565番

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第5条第1項の規定により、次のとおり公示送達を行う。  
 なお、送達すべき判決書は、群馬県県土整備部監理課用地対策室に保管しており、送達を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成30年2月22日をもって、その書類の送達があったものとみなされる。

平成30年2月2日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁 治

- 1 事件名 浜川運動公園拡張事業並びにこれに伴う市道及び農業用排水路付替工事に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称 平成30年1月23日付け群収用委第30051-15号「判決書正本の送達について」
- 3 送達を受けるべき者の氏名及び住所並びに収用しようとする土地の所在及び地番

(1) 氏名及び住所

氏名	住所
土地登記記録表題部所有者欄記載 松村国藏（存否不明）	不明

(2) 土地の所在及び地番 群馬県高崎市井出町字中原578番

土地収用法施行令（昭和26年政令第342号）第6条の2において準用する同令第5条第2項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知書は、群馬県県土整備部監理課用地対策室に保管しており、通知を受けるべき者にいつでも交付する。受領しないときは、平成30年2月22日をもって、その通知があったものとみなされる。

平成30年2月2日

群馬県収用委員会会長 戸所 仁 治

- 1 事件名 一般国道145号改築工事（上信自動車道・群馬県吾妻郡東吾妻町大字厚田字中村地内から同町大字岩下字田ノ原地内まで）並びにこれに伴う町道、農業用道路及び普通河川付替工事に係る土地収用事件
- 2 通知書の名称 平成30年1月25日付け群収用委第30054-9号「第1回審理の開催について（通知）」
- 3 通知を受けるべき者の氏名及び住所並びに収用しようとする土地の所在及び地番

(1) 氏名及び住所

氏名	住所
不明 ただし、登記名義人 小池かつ	最後の本籍地 群馬県吾妻郡東吾妻町大字本宿2574番地

(2) 土地の所在及び地番 群馬県吾妻郡東吾妻町大字三島字四戸241番2及び241番4



■ 災害対策本部規程

群馬県災害対策本部規程第一号

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十年二月二日

群馬県災害対策本部長 大澤 正 明

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程の一部を改正する規程

群馬県災害対策本部の組織及び運営に関する規程(昭和三十九年群馬県災害対策本部規程第一号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の三項を加える。

5 別表第一総務部の部に規定する防災総括班に別表第二の二第一欄に掲げるチーム又は担当(以下「チーム等」という。)を置き、その分掌事務は、当該第二欄に掲げるとおりとする。

6 チーム等にリーダー及びサブリーダーを置き、別表第二の二第一欄に掲げるチーム等のリーダー及びサブリーダーは当該第三欄及び第四欄に掲げる職にある者をもつて充て、構成員は当該第五欄に掲げる課等に勤務する職員をもつて充てる。

7 リーダーは上司の命を受けてチーム等の事務を処理し、サブリーダーはリーダーを補佐してチーム等の事務に従事し、構成員は上司の命を受けてチーム等の事務に従事する。

別表第一健康福祉部の部健康福祉総務班の項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 災害福祉支援ネットワーク(災害時における要配慮者への支援について協議し、及び実施するための体制をいう。)の事務局との連絡調整に関すること。

別表第二企画部の部企画部長の款企画応援班の項中「総合政策室長」を「コンベンション推進課長」に、「コンベンション推進課長」を「総合政策室長」に改める。

別表第二の次に次の一表を加える。  
(別表第二の二(第五条関係))

チーム等	分掌事務	リーダー担当	サブリーダー担当職	課等
受援・応援チーム	一 受援に関する状況把握・取りまとめに関すること。 二 応援に関する状況把握・取りまとめに関すること。 三 受援・応援調整及び調整会議の実施に関すること。	市町村課長	総合政策室長	人事課、市町村課、危機管理室、総合政策室、食品・生活衛生課、ぐんまブランド推進課、商政課

輸送担当	四 被災市町村の業務支援のための県内職員の調整及び庁内からの応援に関する状況把握に関すること。 五 資源の調達・管理に関すること。 六 被災市町村の業務支援のための県応援職員の派遣に関すること。	危機管理室次長		市町村課、ぐんまブランド推進課、商政課、道路管理課、各行政所、税務所、資産集積拠点関係所属
------	---	---------	--	---

附則  
この規程は、公布の日から施行する。

## ■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達には、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成30年2月2日

群馬県立がんセンター院長 鹿 沼 達 哉

### 1 調達内容

- (1) 調達件名 群馬県立がんセンター建物清掃及びごみ収集業務委託
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成30年4月1日（日）から平成33年3月31日（水）まで
- (4) 履行場所 群馬県立がんセンター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### 2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成28・29年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。  
なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成30年2月20日（火）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年3月15日（木）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立がんセンター事務局総務課へその旨連絡すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 過去3年以内に、300床以上の病床を有する病院の清掃業務を、2年以上確実に履行した実績を有する者であること。
- (9) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

(10)その他、入札説明書及び仕様書に記載されている要件を満たす者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒373-8550 群馬県太田市高林西町617番地1号 群馬県立がんセンター事務局総務課 山中直人 電話0276-38-0771

(2) 入札説明書の交付方法 平成30年2月23日（金）から同年3月2日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出しなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成30年3月19日（月）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成30年3月15日（木）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「建物清掃及びごみ収集業務委託の資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年3月22日（木）午前10時 群馬県立がんセンター3階 大会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月20日（火）午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立がんセンター院長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「建物清掃及びごみ収集業務委託入札書在中」と朱書きすること。）

### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(6) 調達内容の変更等 平成30年度群馬県病院事業会計予算が議決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(7) その他 詳細は、入札説明書による。

### 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Tatuya Kanuma, Director of the Gunma Prefectural Cancer Center

- (2) Nature and quantity of the services to be required: Building cleaning and collecting of garbage in the Gunma Prefectural Cancer Center
- (3) Bidding deadline: Thursday, March 22, 2018 at 10:00 a.m. (bidding by registered mail must be received by Tuesday, March 20, 2018 at 5:00 p.m.)
- (4) For further details, please contact: Naoto Yamanaka, General Affairs Section, Management Office of the Gunma Prefectural Cancer Center, 617-1 Takahayashinishi-chou, Ota-shi, Gunma-ken, 373-8550, Japan, TEL 0276-38-0771 (Japanese language only)

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成30年2月2日

群馬県立がんセンター院長 鹿 沼 達 哉

## 1 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 臨床検査機器賃貸借及び臨床検査機器用検査試薬の調達 一式
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間
- ア 臨床検査機器賃貸借 平成30年5月1日(火)から平成35年4月30日(日)まで
- イ 臨床検査機器用検査試薬の調達 平成30年5月1日(火)から平成31年3月31日(日)まで
- (4) 納入場所 群馬県立がんセンター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格 共同企業体による場合は(1)に、単独企業による場合は(2)に示すとおりとする。

- (1) 共同企業体 次に掲げる要件を満たす者であること。
- ア 共同企業体の構成員の資格要件
- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (イ) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成28・29年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に記載されている者であること。
- なお、この公告の日現在で資格者名簿に記載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成30年2月21日(水)までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年3月7日(水)午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県立がんセンター事務局経営課へその旨連絡すること。
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、

手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

- (エ) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (オ) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (カ) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (キ) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。

#### イ 共同企業体全体の資格要件

- (ア) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (イ) 共同企業体の代表構成員は、当該調達物品又はこれと類似する物品についての生産又は販売に係る実質的営業年数が10年以上であること。  
なお、実質的営業年数とは、一定の業務を継続的に営んでいる年数をいい、営業譲渡を受けた企業については、譲渡元企業の営業年数を通算する。
- (ウ) 共同企業体の代表構成員は、当該調達物品納入後の保守体制が整備され、点検、修理、部品供給等を長期にわたり円滑に遂行し得ることを証明した者であること。
- (エ) 共同企業体の各構成員は、他の共同企業体の構成員として又は単独で本件入札に参加していないこと。
- (オ) 共同企業体の代表構成員は、日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

(2) 単独企業 上記(1)に掲げる要件（イ(ア)及び(エ)に掲げる要件を除く。）を満たす者であること。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒373-8550 群馬県太田市高林西町617番地1号 群馬県立がんセンター事務局経営課 石井幸奈 電話0276-38-0771 内線4132

(2) 入札説明書の交付方法 平成30年2月2日（金）から同月16日（金）までの日（群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成30年3月16日（金）までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成30年3月7日（水）午後5時まで（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「臨床検査機器賃貸借及び臨床検査機器用検査試薬の調達に係る一般競争入札審査資格書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 平成30年3月23日(金)午後2時 群馬県立がんセンター3階がんネット会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月22日(木)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立がんセンター院長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「臨床検査機器賃貸借及び臨床検査機器用検査試薬の調達に係る一般競争入札書在中」と朱書きすること。)

#### 4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 契約の相手方は、契約金額の100分の10以上の額を納付するものとする。ただし、契約日時点で、規則第199条の規定に該当する者は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を平成30年3月7日(水)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

(7) 調達内容の変更等 平成30年度群馬県病院事業会計予算が議決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。

(8) その他 詳細は、入札説明書による。

#### 5 Summary

(1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Tatsuya kanuma, Director of the Gunma Prefectural Cancer Center

(2) Nature and quantity of the services to be required: Letting and hiring of clinical examination equipments and Procurement of clinical reagents

(3) Rent period and Fulfillment period

(A) Letting and hiring of clinical examination equipments: From May 1, 2018 to April 31, 2023

(B) Procurement of clinical reagents: From May 1, 2018 to March 31, 2019

(4) Delivery place: Gunma Prefectural Cancer Center

(5) Dates of issue for tender documents: Bidding explanation handbooks may be obtained from Friday, February 2, 2018 through Friday, February 16, 2018, from 9:00 a.m. to 12:00 a.m. and from 1:00 p.m. to 5:00 p.m., at the location noted below (8)

(6) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: Wednesday, March 7, 2018 at 5:00 p.m.

- (7) Bidding deadline: Friday, March 23, 2018 at 2:00 p.m. (bidding by registered mail must be received by Thursday, March 22, 2018 at 5:00 p.m.)
- (8) For further details, please contact: Yukina Ishii, Management Office of Gunma Prefectural Cancer Center, 617-1, Takahayashinishi-cho, Ota-shi, Gunma-ken, 373-8550, Japan, TEL 0276-38-0771 (Japanese language only)

---

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---